

第1873号
令和7年11月1日発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

裁判所時報

(目次)

◎最高裁判所裁判例要旨 1

(民事)

- 機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業の報告書に記録された検証の手法や基準、検証結果(データ)、考察内容、問題点等の情報が情報公開法(平成28年法律第51号による改正前のもの)5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和6年(行ヒ)第94号・令和7年6月6日 第三小法廷判決 破棄差戻し)

- 1 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)中の生活扶助基準の改定が生活保護法3条、8条2項に違反して違法であるとされた事例
- 2 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)中の生活扶助基準の改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできないとされた事例

(令和6年(行ヒ)第170号・令和7年6月27日 第三小法廷判決 一部破棄自判、一部棄却、一部終了)

- 遺留分権利者から遺留分減殺に基づく土地の持分の現物返還請求を受けた受遺者に対して当該持分の価額の支払を命じた原審の判断に違法があるとされた事例

(令和6年(受)第2号・令和7年7月10日 第一小法廷判決 破棄自判)

◎記事 3

- 令和7年度調停委員に対する最高裁判所長官表彰
- 令和7年度補導受託者に対する最高裁判所長官表彰
- 叙位・叙勲(8月分、死亡者のみ)
- 人事異動(10月5日~10月20日)

◎最高裁判所規則 4

- 事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則について
- 家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則について
- 民事執行規則の一部を改正する規則について

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業の報告書に記録された検証の手法や基準、検証結果（データ）、考察内容、問題点等の情報が情報公開法（平成28年法律第51号による改正前のもの）5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和6年（行ヒ）第94号
令7・6・6三小判 破棄差戻し
裁判集民272号本誌1865号

消費者庁が外部の機関に委託した機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業の報告書に記録された、検証の手法や基準、検証結果（データ）、考察内容、問題点等の情報について、上記報告書に、上記機関が消費者庁の定めた機能性表示食品の届出等に関するガイドラインにどのように依拠したかを示すような情報が記録されていることをうかがわせる事情の有無や、上記検証事業において用いられた知見が事業者において通常知り得ないものであるか否か等について認定説示することなく、上記報告書のうち上記の検証の手法や基準等の情報が記録された部分を開示することにより事業者において消費者庁の事後監視や検証機関による問題点の指摘を免れることを容易にさせるおそれがあるなどとして、上記情報が情報公開法（平成28年法律第51号による改正前のもの）5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとした原審の判断には、違法がある。

（補足意見がある。）

- 1 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）中の生活扶助基準の改定が生活保護法3条、8条2項に違反して違法であるとされた事例

- 2 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）中の生活扶助基準の改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできないとされた事例

令和6年（行ヒ）第170号
令7・6・27三小判
一部破棄自判、一部棄却、一部終了
裁判集民272号本誌1866号

- 1 平成25年から平成27年にかけて行われた、物価変動率のみを直接の指標として基準生活費を一律に減ずることをその内容に含む、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）中の生活扶助基準の改定は、次の(1)～(4)など判示の事情の下では、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法である。

- (1) 生活扶助基準の改定については、中央社会福祉審議会が昭和58年12月に公表した意見具申を踏まえ、昭和59年度以降、水準均衡方式（当時の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図る方式）が採用されている。
- (2) 上記意見具申においては、物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、生活扶助基準の改定に当たり参考資料にとどめるべきものとされている。
- (3) 社会保障審議会の生活保護基準部会が平成25年1月に公表した報告書は、厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、同報告書の評価及び検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標を総合的に勘案する場合はその根拠についても明確に示すことを求めている。
- (4) 生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に生じていた不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、社会保障審議会の生活保護基準部会等による審議検討は経られていない。

- 2 平成25年から平成27年にかけて、物価変動

率のみを直接の指標として基準生活費を一律に減ずることをその内容に含む、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）中の生活扶助基準の改定が行われた場合において、次の(1)～(5)など判示の事情の下では、上記改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできない。

- (1) 厚生労働省社会・援護局長の下に設置された検討会が平成19年11月に公表した報告書において、生活扶助基準額が一般低所得世帯における生活扶助相当支出額（消費支出額から家賃、医療等の生活扶助に相当しないものを除いたもの）より高い状態にある旨の指摘があった。
 - (2) 平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界的な金融危機が我が国の実体経済に大きな影響を及ぼし、同年頃から平成23年頃にかけて、物価、賃金、家計消費がいずれも下落していた。
 - (3) 厚生労働大臣は、平成20年度から平成24年度までの生活扶助基準について水準均衡方式（採用当時の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図る方式）による改定をしなかった。
 - (4) 平成24年8月に施行された社会保障制度改革推進法附則2条1号において、政府は生活保護制度に関し生活扶助の給付水準の適正化その他の必要な見直しを早急に行うものとする旨が規定されていた。
 - (5) 社会保障審議会の福祉部会内に設置された専門委員会が平成15年12月に公表した中間取りまとめにおいて、生活扶助基準の改定の指標の在り方について検討の必要性が指摘され、消費者物価指数の伸びを上記指標とすることも考えられるとされていた。
- （1につき補足意見、1、2につき反対意見がある。）

○遺留分権利者から遺留分減殺に基づく土地の持分の現物返還請求を受けた受遺者に対して当該持分の価額の支払を命じた原審の判断に違法があるとされた事例

令和6年（受）第2号
令7・7・10一小判 破棄自判
裁判集民272号本誌1867号

遺留分権利者から遺留分減殺に基づく土地の持分の現物返還請求を受けた受遺者が民法（平成30年法律第72号による改正前のもの）1041条1項の規定により上記持分の価額を弁償する旨の意思表示をした場合において、当該遺留分権利者が価額弁償を請求する権利を行使する旨の意思表示をしたことはうかがわれないにもかかわらず、受遺者に対して上記価額の支払を命じた原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法がある。

記事

◎令和7年度調停委員に対する最高裁判所長官表彰

最高裁判所では、調停委員として長年職務に精励し、調停制度のために特に顕著な功績のあった次の111人に対し、10月17日付けで表彰を行った。

別紙「令和7年度民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿」のとおり

◎令和7年度補導受託者に対する最高裁判所長官表彰

最高裁判所では、家庭裁判所が補導を委託した少年の保護育成に長年尽力し、特に顕著な功績があった次の2人に対し、10月17日付けで表彰を行った。

別紙「令和7年度補導委託先において少年の補導に従事している者に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿」のとおり

◎叙位・叙勲（8月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和7年8月、死亡者のみ）」のとおり

◎人事異動

定年退官

東京高等裁判所判事 太田晃詳
(10月5日)

東京高等裁判所判事

大阪高等裁判所判事 佐藤哲治

大阪高等裁判所判事

釧路地方・家庭裁判所長 飛澤知行

釧路地方・家庭裁判所長

前橋地方・家庭裁判所高崎支部長 武藤真紀子

前橋地方・家庭裁判所高崎支部長

千葉地方裁判所判事 本田 晃

千葉地方裁判所判事

東京高等裁判所判事 佐野 信

定年退官

福島富岡簡易裁判所判事兼相馬簡易裁判所判事 山崎潤一
(以上10月6日)

仙台簡易裁判所判事

渡邊英敬

福島富岡簡易裁判所判事兼相馬簡易裁判

所判事

仙台簡易裁判所判事

秋元 學

依頼退官

東京高等裁判所判事

田中芳樹

(以上10月7日)

千葉家庭裁判所長

新潟地方裁判所長

松村 徹

新潟地方裁判所長

司法研修所教官

三輪方大

司法研修所教官

東京地方裁判所判事

品田幸男

東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

橋爪 信

依頼退官

千葉家庭裁判所長

佐久間健吉

(以上10月12日)

大阪高等裁判所判事

武田義徳

高松高等裁判所判事

高知地方・家庭裁判所長

富田敦史

高知地方・家庭裁判所長

奈良地方・家庭裁判所葛城支部長

真鍋秀永

奈良地方・家庭裁判所葛城支部長

大阪高等裁判所判事

澤田正彦

(以上10月17日)

東京地方裁判所判事

事務総局総務局付兼人事局付兼経理局

付

古川善敬

事務総局総務局付兼人事局付兼経理局付

大阪地方裁判所判事

奥田達生

(以上10月20日)

最 高 裁 判 所 規 則

〔事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則について〕

標記の規則（令和七年最高裁判所規則第十二号）が、令和七年十月十六日に公布されました。

この規則は、事件記録等の特別保存に関し、対象とする事件の種類を追加するため必要な事項を定めるものです。

この規則は、本年十一月四日から施行されます。

◎事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則

（令和七年一〇月一六日公布 最高裁判所規則第十二号）

事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第一審裁判所」の下に「（別表第一の二十九の項に掲げる事件にあつては、当該事件を担当する執行官の所属する地方裁判所）」を加える。別表第一の二十八の項の次に次のように加える。

二十九 執行官法（昭和四十一年法律第二百十一号）第十七条第一項の執行記録

三十 刑事損害賠償命令事件

三十一 その他の事件で、最高裁判所民事判例集、最高裁判所裁判集（民事）、最高裁判所刑事判例集又は最高裁判所裁判集（刑事）のいずれかに判決等が登載されたもの

附 則

この規則は、令和七年十一月四日から施行する。

◎事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文 II 別添 1 のとおり

〔家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則について〕

家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年最高裁判所規則第十三号）が、令和七年十月十七日に公布されました。

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日から施行されます。

◎家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則

（令和七年一〇月一七日公布 最高裁判所規則第十三号）

（規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

◎家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

〔民事執行規則の一部を改正する規則について〕

民事執行規則の一部を改正する規則（令和七年最高裁判所規則第十四号）が、令和七年十月二十二日に公布されました。

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日から施行されます。

◎民事執行規則の一部を改正する規則

（令和七年一〇月二二日公布 最高裁判所規則第十四号）

規則 II 別添 3 のとおり

令和7年度民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿

所 属	種別	氏 名	ふりがな
山形家	家事	青木 敏	あおき さとる
新潟地 高田支 糸魚川簡	民事	秋山 澄雄	あきやま すみお
水戸家 土浦支	家事	安部 哲夫	あべ てつお
前橋地 高崎支 群馬富岡簡 前橋家 高崎支	民事 家事	新井 順子	あらい じゅんこ
東京家	家事	荒田 芳幸	あらた よしゆき
鹿児島家	家事	有馬 忠宏	ありま ただひろ
前橋家 前橋地 前橋簡	家事 民事	石川 直美	いしかわ なおみ
広島地 広島簡 広島家	民事 家事	井藤 紀子	いとう のりこ
東京地	民事	伊藤 正人	いとう まさと
宇都宮家 大田原支 宇都宮地 大田原支 大田原簡	家事 民事	潮田 賢治	うしおだ けんじ
大阪家 堺支	家事	榎本 結子	えのもと ゆうこ
盛岡地 遠野支 遠野簡 盛岡家 遠野支	民事 家事	及川 幸太郎	おいがわ こうたろう
宇都宮家	家事	大木 一俊	おおき かずとし
熊本地 熊本簡	民事	大熊暢子	おおくま のぶこ
秋田家 本荘支	家事	大越 英雄	おおこし ひでお
松江家 浜田支	家事	奥田 美都子	おくだ みつこ
東京家	家事	小倉 千尋	おぐら ちひろ
釧路地 北見支 北見簡 釧路家 北見支	民事 家事	小澤 圭介	おざわ けいすけ

所 属	種別	氏 名	ふりがな
高知家 高知地 高知簡	家事 民事	加 藤 敏 仁	かとう としひと
金沢家 小松支	家事	上 出 和 枝	かみで かずえ
安城簡	民事	神 谷 一 吉	かみや かずよし
長野家 上田支	家事	河 田 純	かわた じゅん
熊本家 阿蘇支 熊本地 阿蘇支 阿蘇簡	家事 民事	河 津 友 子	かわづ ともこ
東京家	家事	川 野 しづ子	かわの しづこ
富山家 魚津支 富山地 魚津支 魚津簡	家事 民事	木 下 嘉代子	きのした かよこ
水戸地 水戸簡	民事	木 村 和 江	きむら かずえ
釧路家 北見支	家事	木 谷 実	きや みのる
東京家	家事	久 保 英 幸	くぼ ひでゆき
宮崎家	家事	黒 石 裕 子	くろいし ひろこ
宮崎家 日南支	家事	黒 木 房 子	くろき ふさこ
山形家 山形地 山形簡	家事 民事	河 野 昭 彦	こうの あきひこ
大分地 枝葉支 枝葉簡 大分家 枝葉支	民事 家事	河 野 義 昭	こうの よしあき
鈴鹿簡	民事	小久保 晃 伸	こくぼ てるのぶ
岡山家 玉野出 玉野簡	家事 民事	越 宗 尚 美	こしむね なおみ
長野家 上田支	家事	小 林 典 子	こばやし のりこ
広島家 福山支 広島地 福山支 福山簡	家事 民事	小 林 美智子	こばやし みちこ
藤沢簡	民事	境 野 えみ子	さかいの えみこ

所 属	種別	氏 名	ふりがな
宇都宮家	家事	阪 上 京 子	さかうえ きょうこ
青森地 青森簡 青森家	民事 家事	榎 領 子	さかき れりこ
福井地 敦賀支 敦賀簡 敦賀支 福井家	民事 家事	坂 野 穂 積	さかの ほづみ
広島家	家事	坂 部 広 和	さかべ ひろかず
福島富岡簡 福島家 いわき支	民事 家事	坂 本 和 久	さかもと かずひさ
山形家 米沢支	家事	佐 藤 有 子	さとう ゆうこ
東京家	家事	佐 野 桃 子	さの ももこ
千葉地 市川簡 千葉家 市川出	民事 家事	島 田 憲 二	しまだ けんじ
那覇家 沖縄支	家事	島 袋 秀 勝	しまぶくろ ひでかつ
佐賀地 鳥栖簡	民事	末 永 博 義	すえなが ひろよし
長野地 長野簡 長野家	民事 家事	鈴 木 秀 一	すずき ひでかず
旭川地 紋別支 紋別簡 旭川家 紋別支	民事 家事	鈴 木 賢 広	すずき よしひろ
鹿児島家 知覧支 鹿児島地 知覧支 知覧簡	家事 民事	園 田 邦 子	そのだ くにこ
那覇家 平良支 那覇地 平良支	家事 民事	平 良 正 和	たいら まさかず
岡山家 玉島出	家事	高 田 敬 子	たかた けいこ
金沢地 小松支 小松簡	民事	高 塚 己紀雄	たかつか みきお
東京地	民事	高 橋 俊 雄	たかはし としお
福岡家	家事	高 橋 佳 子	たかはし よしこ
久慈簡 盛岡家 久慈出	民事 家事	高屋敷 テル子	たかやしき てるこ

所 属	種別	氏 名	ふりがな
青森家 五所川原支 青森地 五所川原支 五所川原簡	家事 民事	高 柳 和歌子	たかやなぎ わかこ
福岡地 大牟田支 大牟田簡 福岡家 大牟田支	民事 家事	竹 本 安 伸	たけもと やすのぶ
東京地	民事	田 中 敏 夫	たなか としお
富山家	家事	谷 井 傳 治	たにい でんじ
大分地 日田支 日田簡 大分家 日田支	民事 家事	長 哲 也	ちょう てつや
福井地 福井簡	民事	土 本 直 邦	つちもと なおくに
岐阜家 多治見支	家事	土 屋 一 典	つちや かずのり
都留簡	民事	土 屋 初 音	つちや はつね
前橋地 前橋簡	民事	角 田 克 也	つのだ かつや
東京簡	民事	坪 井 昌 造	つぼい しょうぞう
富山家 高岡支 富山地 高岡支 高岡簡	家事 民事	寺 島 裕 美	てらしま ひろみ
山口家 岩国支	家事	寺 本 隆 宏	てらもと たかひろ
鹿児島家 鹿屋支	家事	遠 矢 隆 一	とおや りゅういち
徳島地 徳島簡	民事	富 永 守	とみなが まもる
青森家	家事	中 橋 麻 子	なかはし あさこ
山口家 船木出	家事	中 村 敦 子	なかむら あつこ
新潟地 三条支 三条簡 新潟家 三条支	民事 家事	中 村 一 義	なかむら かずよし
山口家 萩支	家事	中 村 津峰子	なかむら つねこ
名古屋地 名古屋簡	民事	新 美 峰 子	にいみ みねこ

所 属	種別	氏 名	ふりがな
熊本家	家事	西川 真由美	にしかわ まゆみ
さいたま家 熊谷支	家事	丹羽 徳子	にわ のりこ
秋田地 横手支 横手簡 秋田家 横手支	民事 家事	子野日 和江	ねのひ かずえ
本庄簡	民事	野口 高利	のぐち たかとし
長崎家 佐世保支	家事	萩原 裕子	はぎはら ゆうこ
津家 松阪支	家事	橋本 千晶	はしもと ちあき
宮崎地 延岡支 延岡簡 宮崎家 延岡支	民事 家事	長谷川 明	はせがわ あきら
安城簡	民事	早川 孝昭	はやかわ たかあき
富山地 富山簡	民事	馬場 英治	ばんば えいじ
東京地	民事	平林 智徳	ひらばやし ともり
甲府家 甲府簡 鰐沢簡	家事 民事	深澤 一郎	ふかさわ いちろう
福岡地 福岡簡	民事	古江 賢	ふるえ まさる
仙台家 石巻支	家事	星 孝	ほし たかし
岐阜地 大垣支 大垣簡	民事	星野 光治	ほしの こうじ
札幌家 滝川支 札幌地 滝川支 滝川簡	家事 民事	堀江 和美	ほりえ かずみ
新潟地 新潟簡 新潟家	民事 家事	松田 聰	まつだ さとし
甲府家 甲府簡	家事 民事	水上 浩一	みずかみ こういち
名古屋家	家事	溝口 雅久	みぞぐち まさひさ
新潟地 高田支 高田簡	民事	宮越 芳信	みやこし よしのぶ

所 属	種別	氏 名	ふりがな
福岡家	家事	宮 原 美 子	みやはら よしこ
長野地 上田支 上田簡	民事	村 上 恒 夫	むらかみ つねお
佐賀家 武雄支	家事	本 山 晶 子	もとやま しょうこ
福岡地 福岡簡	民事	安 木 徳 男	やすき のりお
岡山家 玉島出 玉島簡	家事 民事	安 原 玲 子	やすはら れいこ
秋田家 能代支 秋田地 能代支 能代簡	家事 民事	柳 谷 美喜子	やなぎや みきこ
長野家 松本支	家事	山 岸 勝 子	やまぎし かつこ
東京家	家事	山 口 一 夫	やまぐち かずお
高知地 須崎支 須崎簡 高知家 須崎支	民事 家事	山 添 道 生	やまぞえ みちお
鎌倉簡	民事	山 田 勢 津 子	やまだ せつこ
長門簡	民事	山 根 満 広	やまね みつひろ
京都地 京都簡	民事	山 本 晶 三	やまもと しょうぞう
岐阜家 中津川出	家事	山 本 素 子	やまもと もとこ
札幌家 岩内支 札幌地 岩内支 岩内簡	家事 民事	吉 住 政 博	よしづみ まさひろ
札幌地 滝川支 滝川簡 札幌家 滝川支	民事 家事	米 倉 ひとみ	よねくら ひとみ
東広島簡	民事	脇 博 之	わき ひろゆき

ほか1名

所属は、表彰の年の7月15日時点の裁判所（退任している者については退任時点で所属していた裁判所）である。

令和7年度補導委託先において少年の補導に従事している
者に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿

主な委託庁	氏 名	ふりがな
福岡家庭裁判所	廣田一幸	ひろた かずゆき
福岡家庭裁判所	吉福新太郎	よしふく しんたろう

(別紙)

叙 位 ・ 叙 獲 (令和7年8月、死亡者のみ)

元仙台高等裁判所判事	泉山禎治	8.7	従三位
元さいたま家庭裁判所少年首席書記官	船戸良和	8.10	正五位 瑞小
元高松高等裁判所刑事首席書記官	福留龍雄	8.12	従五位
元最高裁判所司法研修所教官	青山周	8.12	従五位
元日本弁護士連合会理事	中林裕雄	8.13	従五位
元東京地方裁判所事務局資料課長	富澤保昭	8.18	従五位 瑞双
元日本弁護士連合会副会長	小山齊	8.19	正五位
元東京高等裁判所判事	柴田保幸	8.20	従三位

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

事件記録等の特別保存に関する規則（令和五年最高裁判所規則第九号）

（傍線の部分は改正部分）

新

（特別保存に付する認定を行う者）

第三条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一 事件記録及び事件書類（次号から第四号まで

旧

（特別保存に付する認定を行う者）

第三条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一 事件記録及び事件書類（次号から第四号まで

三十一 刑事損害賠償命令事件

その他の事件で、最高裁判所民
事判例集、最高裁判所裁判集（
民事）、最高裁判所用事判例集
又は最高裁判所裁判集（刑事）
のいずれかに判決等が登載され
たもの

（新設）

三十二

別表第一（第二条、第三条関係）	
事件の種類	
一一二十八（略）	
一一二十九	執行官法（昭和四十一年法律第百一一号）第十七條第一項の執 行記録が作成された事件

別表第一（第二条、第三条関係）	
事件の種類	
一一二十八（略）	
一一二十九	執行官法（昭和四十一年法律第百一一号）第十七條第一項の執 行記録が作成された事件

一一五（略）

一一五（略）

に掲げるものを除く。） 当該事件の第一審裁
判所（別表第一の二十九の項に掲げる事件にあ
つては、当該事件を相当する執行官の所屬する
地方裁判所）

に掲げるものを除く。） 当該事件の第一審裁
判所

一一五（略）

一一五（略）

三十一 刑事損害賠償命令事件	
その他の事件で、最高裁判所民 事判例集、最高裁判所裁判集（ 民事）、最高裁判所用事判例集 又は最高裁判所裁判集（刑事） のいずれかに判決等が登載され たもの	

	（新設）

第二条 関係一国的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する
事件の手続等に関する規定（平成二十五年最高裁判所規則第五号）

〔第一節 子との交流についての家事審判及び
家事調停の手続等に関する特則〕

子の返還の申立てをした旨を記載しなければな
らない。

（住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用
・法第一百四十九条）

新

〔第一節 同上〕

旧

目次

〔第一章～第三章 記載〕

〔第三章 家事事件の手続等に関する特則〕

〔第二節 記載〕

〔第二節 子との交流についての家事審
判及び家事調停の手続等に関する特
別規定〕

〔第三章 同上〕

〔第二節 同上〕

〔第三章 同上〕

<div data-bbox="645 4078 659 4087</div><div data-bbox

た情報の提供を命じられた者及び法第二百五条

第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に告知しなければならない。

第三節 拠権義務等に係る債権に基づく財産開示手続

財産開示手続等の特例

(扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立書の記載事項の特例)

第百九十四条 法第二百六十七条の十七第一項の規定により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六条第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、第二百八十二条第一項に規定する事項のほか、次に

た情報の提供を命じられた者及び法第二百五条

第一項又は法第二百六条第一項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に告知しなければならない。

〔新設〕

いて準用する法第二百六十七条の十七第一項の規定により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六条第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、第二百八十七条第一項各号に掲げる事項のほか、第二百八十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に

5) 前項の規定は、法第二百九十三条第二項において準用する。

五

で準用する法第二百六十七条の十七第一項の規定

により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六条第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書について準用する。

(法第二百六十七条の十七第一項の規定による規

則を告知すべき者の範囲等)

第百九十五条 第百八十八条の規定は法第二百六十七条の十七第二項(法第二百九十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による裁判について、第二百九十二条の規定による裁判について、第二百九十二条の規定は当該裁判により命じられた情報の提供について準用する。この場合において、同条中「

2) 前項の申立書には、できる限り、債務者の氏名の振り仮名、生年月日及び性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならない。ただし、債権者が法第二百六十七条の十七第一項に規定する別段の意思を表示した場合は、この限りでない。

3) 前二項の規定は、法第二百九十三条第二項にお

七

六

同項」とあるのは「法第百六十七条の十七第三項において適用する法第二百八条第一項」と、

同条第二項中「同条第二項」とあるのは「法第二百六十七条の十七第三項において適用する法第二百八条第一項」と読み替えるものとする。

「法第二百六十七条の十七第二項の規定による裁判がされた場合における申立ての取下げの通知等」

第百九十六条 第百九十三条第一項の規定は、法第二百六十七条の十七第二項の規定による裁判がされた場合において法第二百九十七条第一項又は法第二項の申立てが取り下げられたときについて

「法第二百六十七条の十七第二項の規定による裁判がされた場合における申立ての取下げの通知等」

又は法第二百六十七条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは「法第二百六十七条の十七第二項（法第二百九十三条第二項において適用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

（財産開示手続等の結果の通知等）

第百九十七条 法第二百六十七条の十七第一項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第二百九十七条第一項の申立てに係る手続の実施又は法第二百六十七条の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六十七条第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若し

「項中「法第二百八条第一項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項又は法第二百六十七条の十七第二項の申立てを認容する決定」とあるのは、「法第二百六十七条の十七第二項（法第二百九十三条第二項において適用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

2) 第百九十三条第二項及び第三項の規定は、法第二百六十七条の十七第二項の規定による裁判にについて適用する。この場合において、第二百九十三条第二項中「法第二百十一条」とあるのは「法第二百三十二条」と、同条第三項中「同項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項

くは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、法第二百六十七条の十七第二項各号に定める差押命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対し、執行力のある債務名義の正本を送付するとともに、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては、当該法定代理人）が開示した債権（法第二百六十七条各号に規定する債権に限る。）に関する事項又は法第二百六十七条第一項各号に定める事項（次条において「開示事項等」という。）を通知するものとする。ただし、当該差押命令の申立てに係る事件が申立ての取下げその他の事由により完結したときは、この限りでない。

2) 前項の規定による執行力のある債務名義の正

本の送付は、法第十九条の二の規定により事件
特定情報の提供があったときは、することを要

しない。

第二百九十八条 法第二百九十三条第二項において準
用する法第二百六十七条の十七第一項の規定によ

り同項各号に定める申立てがされたものとみな
された場合において、法第二百九十七条第二項の
申立てに係る手続の実施又は法第二百九十三条第二
項において準用する法第二百六十七条の十七第一
項の規定による裁判若しくは法第二百六十二条第
二項の申立てを認容する決定がされたときは、
当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をし

む）に規定する送し押さえるべき債権を特定
するために必要な事項の申出は、書面でしなけ
ればならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記
である。

附 則

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日（以下「施行日」とい
う。）から施行する。ただし、第四章第三節を加える改正規定（第二百九十七条第二項に係る部分に限る。）
は、施行日又は民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日のいずれか遅い
日から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

た執行裁判所の裁判所書記官は、法第二百九十三
条第二項において準用する法第二百六十七条の十
七第一項各号に定める送押命令の申立てに係る
事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対
し、「一般の先取特権を有することを証する文書」
を交付するとともに、開示事項等を通知しなけ
ればならない。ただし、当該送押命令の申立て
に係る事件が申立ての取下げその他の事由によ
り完結したときは、この限りでない。

（法第二百六十七条の十七第六項に規定する申出
の方式等）

第二百九十九条 法第二百六十七条の十七第六項（法
第二百九十三条第二項において準用する場合を含